

岐阜県公報

第二千九百八十九号
平成三十年十月十二日

(金曜日)

目次

規 則
 岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 六四五
 岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (地域福祉課) 六四六
 岐阜県福祉友愛アリーナ条例の施行期日を定める規則 (障害福祉課) 六五〇
 岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 六五〇

告 示
 道路の区域変更 (道路維持課) 六五〇
 道路の供用開始 (同) 六五一
 都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道) (下水道課) 六五三

訓 令 甲
 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 六五三

公 示
 公共測量の実施 (用地課) 六五四
 道路の区域変更中訂正 (道路維持課) 六五四

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部三十八の項第一号中「及び第二十五条」を「並びに第二十五条第一項及び第二項」に改め、同項第十号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十二号を第二十三号とし、第十四号から第二十一号までを「号すつ繰り下げ、同項第十三号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

12 法第五十五条の五の規定により進学準備給付金を支給すること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部一の項第一号中「及び第二十五条」を「並びに第二十五条第一項及び第二項」に改め、同項第十号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十二号を第二十三号とし、第十四号から第二十一号までを「号すつ繰り下げ、同項第十三号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

12 法第五十五条の五の規定により進学準備給付金を支給すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則（昭和五十年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三（見出しを含む。）中「就労自立給付金申請書」を「就労自立給付金支給申請書」に改める。

第十六条の四（見出しを含む。）中「就労自立給付金決定調書」を「就労自立給付金支給決定調書」に改める。

第十六条の五中「を支給する」を「の支給を決定した」に改め、同条の次に次の三條を加える。

（進学準備給付金支給申請書）

第十六条の六 省令第十八条の九第一項の申請書は、進学準備給付金支給申請書（別記第三十四号の十一様式）によるものとする。

（進学準備給付金支給（不支給）決定調書）

第十六条の七 県事務所等の長は、法第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給又は不支給を決定するときは、進学準備給付金支給（不支給）決定調書（別記第三十四号の十二様式）を作成するものとする。

（進学準備給付金支給（不支給）決定通知書）

第十六条の八 県事務所等の長は、法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（別記第三十四号の十三様式）により通知するものとする。

別記第三十四号の八様式中「就労自立給付金申請書」を「就労自立給付金支給申請書」に、「必要書類」を、「必要書類」に改める。

別記第三十四号の九様式中「就労自立給付金決定調書」を「就労自立給付金支給決定調書」とし、「就労自立給付金決定調書」を「就労自立給付金支給決定調書」とし、「就労自立給付金決定調書」を「就労自立給付金支給決定調書」と改める。
別記第三十四号の十様式の次に次の三様式を加える。

第 34 号の 11 様式 (第 16 条の 6 関係)

年 月 日

進学準備給付金支給申請書

県事務所等の長 様

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)
氏名

㊞

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
 大学進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
 居住 (予定) 地 _____
- 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納入したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金の延納 (進学後に納付すること。) を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 (該当する金融機関の種類に○をしてください。)
 支 店 名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)
 記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)
 預金種類 普通預金 当座預金
 (該当する□にチェックを入れてください。)
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めてご記載ください。)
 (カ ナ)
 口座名義人 _____

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

第 34 号の 12 様式 (第 16 条の 7 関係)

進学準備給付金支給 (不支給) 決定調書						
ケース番号		対象者氏名			世帯主氏名	
決 裁	所 長	課 長	係 長	担 当	起案年月日	決裁年月日
進学準備給付金支給 (不支給) 決定伺						
調書のとおり決定し、例文により通知してよろしいか。						
進 学 準 備 給 付 金 支 給 決 定 欄						
支給額						
円						
(進学先)						
(進学後の居住先)						
不 支 給 の 理 由						
進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法						

第 34 号の 13 様式 (第 16 条の 8 関係)

第 号
年 月 日

様

県事務所等の長

進学準備給付金支給 (不支給) 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の規定による進学準備給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給の可否
 支給
 不支給
- 2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
支給額 円
支給日 年 月 日
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この決定通知が申請書の受理後 14 日を経過した理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において県を代表する者は、岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日 (行政不服審査法第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該補正をした日) の翌日から起算して 50 日 (50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は、70 日) を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考)

進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県福祉友愛アリーナ条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十五号

岐阜県福祉友愛アリーナ条例の施行期日を定める規則

岐阜県福祉友愛アリーナ条例（平成三十年岐阜県条例第四十六号）の施行期日は、平成三十一年六月一日とする。

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十六号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の見出しを「（工作物許可申請書に添付する図書等）」に改める。

第七条を削り、第六条の三第一項中「がけ」を「崖」に、「次」を「次の表」に改め、同項の表がけの断面図の項中「勾配」を「勾配」に、「おいては」を「あつては、」に改め、同条第二項中「次」を「次の表」に改め、同項の表敷地の断面図の項中「勾配」を「勾配」に改め、同条を第七条とする。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（認定申請書に添付する図書等）

第六条の三 省令第十条の四の二第一項に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、

省令第一条の三第一項の表一のい項及びびる項に掲げる図書、同表二の三十項のる欄に掲げる日影図その他知事が必要と認める図書又は書面とする。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条 削除

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十三条及び第二十三条の二を削り、第二十三条の三を第二十三条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	中野方線 七宗	区間	別	ル	ル	
		恵那市中野方町字野瀬一 五二三番六地先から	前	四・四 二〇・八	六・一	
		同市同町字同 五三九番六地先まで	後	四・九 二四・三	六・一	

岐阜県告示第五百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
県道		大真北 野正方 線		本巢市上真桑字安藤分一 八一番地先から 同市同字同 七八番地先まで		後	前	後	前	後	前		
								二・九 三・五	一〇・〇 二・五			六三・〇	六三・〇

岐阜県告示第五百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
県道						後	前	後	前	後	前		

県道 文殊線
茶屋新田

本巢市文殊字村前七七八
番二地先から
同市同字南当門道北
四〇五番五地先まで

後	前	後	前
九・三 二・三	八・五 二・七	一四七・六	一四七・六

岐阜県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考	
国道		百五十六号		大野郡白川村大字椿原字 家ノ高一七二番二地先地		後	前	後	前	後	前		
								二四・七 四〇・六	三・一 三・一	二〇・九	二〇・九		

岐阜県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日）
県道	関ヶ原線 停車場線	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字 宝有地五七九番二地先地内		二四・五	平成 三〇・一〇・三	平成 三〇・五・六

岐阜県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日）
-------	-----	---	---	----------	---------	----------------

一般国道	百五十六号	大野郡白川村大字福島五九番一 地先地内	七・七	平成 三〇・一〇・三	平成 三〇・六・一
------	-------	------------------------	-----	---------------	--------------

岐阜県告示第五百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
大垣市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大垣都市計画下水道事業 大垣市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和三十三年三月二十七日から
平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表三十九の項所長決裁事項の欄第一号中「及び第二十五条」を「並びに第二十五条第一項及び第二項」に改め、同欄第五号中「の決定」を削り、同欄中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 法第五十五条の五の規定による進学準備給付金の支給

別表第二岐阜地域福祉事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号中「及び第二十五条」を「並びに第二十五条第一項及び第二項」に改め、同欄第五号中「の決定」を削り、同欄中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 法第五十五条の五の規定による進学準備給付金の支給
附則

この訓令は、平成三十年十月十二日から施行する。

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

作業種類

公共測量（基準点測量）

作業期間

平成三十年十月十五日から

同 年十一月二日まで

作業地域

加茂郡八百津町

正 誤

（原稿誤り）

平成二十三年十二月九日第二千三百五号 道路の区域変更（岐阜県告示第五百八十六号）五五六頁下段の表中

揖斐郡大野町大字小衣斐 字大前町三六九番一地先 から	前	五・八	後	一六〇 三・〇	五三〇・〇 は、
同ノ郡同ノ町大字六里字 一ノ坪五番一地先まで	後	一六〇 三・〇	前	五・八	

揖斐郡大野町大字麻生字 溝崎一九八番一〇地先か ら	前	八・三	後	一六〇 三・〇	五九三 の誤り
同ノ郡同ノ町大字六里字 一ノ坪二八一番六地先ま で	後	一六〇 三・〇	前	八・三	

平成三十年十月十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社